

第6章 住みよい環境の基盤づくり

第1節

障害のある人の住みよいまちづくりと安全・安心のための施策

1. 移動等の円滑化の一層の促進

改正「バリアフリー法」の全面施行及び更なるバリアフリーの推進

2006年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号。通称「旧ハートビル法」。）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号。通称「旧交通バリアフリー法」。）が統合・拡充され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）が制定されて以来、10年以上が経過した。

こうした中、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を契機とした、全ての国民が共生する社会、いわゆる「共生社会」の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第32号）が2018年5月に成立し、2019年4月に全面施行を迎えた。

さらに、2020年5月には、2018年12月の「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）の公布・施行や東京2020大会を契機とした共生社会の実現に向けた機運の醸成等を受け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト対策を強化する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和2年法律第28号）が2020年通常国会において成立し、2021年4月に全面施行を迎えた。本改正では、公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設、優先席・車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の推進、市町村等による「心のバリアフリー」の推進等の内容が盛り込まれている。

第6章第1節 1. 移動等の円滑化の一層の促進

／国土交通省

TOPICS**バリアフリーに係る制度・仕組みの見直し**

2017年3月に、障害当事者も参画する「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、「バリアフリー法」及び関連施策の見直しについて議論を行った。

2018年2月には、交通事業者によるハード対策・ソフト対策一体となった取組の推進、バリアフリーの街づくりに向けた地域における取組強化、「バリアフリー法」の適用対象の拡大、利用者へのバリアフリー情報の提供の推進等の措置を講ずること等を内容とした「バリアフリー法」改正案を通常国会に提出し、同年5月に成立、2019年4月に全面施行を迎えた。

さらに、2019年11月には第8回検討会を開催し、2018年12月の「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」の公布・施行や、東京2020大会のレガシーとしての共生社会の実現に向けた機運の高まり等、バリアフリーを取り巻く新たな動きにより「心のバリアフリー」の重要性が益々高まっていることを受け、東京2020大会のレガシーとして共生社会の実現に資するバリアフリー施策を推進するため、「心のバリアフリー」などソフト施策のあり方等について議論を行った。2020年1月には、第9回検討会を開催し、「バリアフリー法」及び関連施策のスパイラルアップに係る今後の対応策を「『バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会』2020報告書」として取りまとめ、本報告書に沿って具体的な政策立案を速やかに行い、実行に移していくべきとした。

そして2020年2月、本報告書を踏まえ、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、優先席・車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の推進、市町村等による「心のバリアフリー」の推進等の措置を講ずること等を内容とした、「バリアフリー法」改正案を2020年通常国会に提出し、同年5月に成立、2021年4月に全面施行を迎えた。（改正法の概要は以下の通り）

法律の概要 ※赤字:2020年6月19日施行 青字:2021年4月1日施行**1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化**

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※遵守義務の創設（※スロープ板の適切な操作、明るさの確保等）
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト（旅客支援、情報提供等）の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進**(1) 優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の推進**

- 国・地方公共団体・施設設置管理者・国民の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

(2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）（主務大臣に文科大臣を追加）

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助（※予算関連）
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験 車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

2. ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、「バリアフリー法」に基づき、施設等（旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等）の新設等の際の「移動等円滑化基準」への適合義務、既存の施設等に対する適合努力義務を定めている。

こうした中、2020年通常国会において、東京2020大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト対策を強化するための「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立した（2021年4月に全面施行）。

また、「バリアフリー法」に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（令和2年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第1号）に係るバリアフリー整備目標について、障害当事者団体や有識者の参画する検討会において議論を重ね、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化の一層の推進、聴覚障害及び知的障害・精神障害・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化、「心のバリアフリー」の推進等を図るとともに、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等も考慮して、2020年11月に最終取りまとめを公表し、基本方針を改正して5年間の新たなバリアフリー整備目標を2021年4月に施行した。

加えて、「交通政策基本法」（平成25年法律第92号）に基づく「交通政策基本計画」においても、バリアフリー化等の推進を目標の1つとして掲げている。

また、市町村が作成する「移動等円滑化促進方針」及び「移動等円滑化基本構想」に基づき、移動等円滑化促進地区及び重点整備地区において面的かつ一体的なバリアフリー化を推進しているとともに、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め協力を求める「心のバリアフリー」を推進するため、高齢者、障害のある人等の介助体験や疑似体験を行う「バリアフリー教室」等を開催しているほか、バリアフリー施策のスパイラルアップ（段階的・継続的な発展）を図っている。

■ 図表6-1 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における新たな整備目標について

項目		2019年度末 (現状値)	2025年度末までの 数値目標
鉄軌道	3,000人以上/日及び 基本構想の生活関連施設に 位置付けられた2,000人以上/日の鉄軌道駅における バリアフリー化率	段差の解消	原則100%
		視覚障害者誘導用ブロック	原則100%
		案内設備	原則100%
		障害者用トイレ	原則100%
	ホームドア・可動式ホーム柵の設置番線数	1,953番線 (447番線) ^{※2}	3,000番線 (800番線) ^{※2}
鉄軌道車両	75%	約70% ^{※3}	
バス	3,000人以上/日及び 基本構想の生活関連施設に 位置付けられた2,000人以上/日のバスターミナルに おけるバリアフリー化率	段差の解消	原則100%
		視覚障害者誘導用ブロック	原則100%
		案内設備	原則100%
		障害者用トイレ	原則100%
	乗合バス車両	ノンステップバス	約80%
		リフト付きバス（適用除外車両）	約25%
		空港アクセスバスにおけるバリアフリー車両 ^{※4}	約50%
貸切バス車両	1,081台	約2,100台	
タクシー	福祉タクシー車両	37,064台	約90,000台
		ユニバーサルデザインタクシー ^{※5}	約25%

旅客船	2,000人以上/日の旅客船ターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消	100% ^{※1}	原則100%
		視覚障害者誘導用ブロック	100% ^{※1}	原則100%
		案内設備	約54% ^{※1}	原則100%
		障害者用トイレ	100% ^{※1}	原則100%
	旅客船（旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。）		48%	約60%
航空	2,000人以上/日の航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消	約87% ^{※1}	原則100%
		視覚障害者誘導用ブロック	約95% ^{※1}	原則100%
		案内設備	約95% ^{※1}	原則100%
		障害者用トイレ	約97% ^{※1}	原則100%
	航空機		99%	原則100%
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定する特定道路		約63%	約70%
都市公園	規模の大きい概ね2ha以上の都市公園におけるバリアフリー化率	園路及び広場	約63%	約70%
		駐車場	約55%	約60%
		便所	約62%	約70%
路外駐車場	特定路外駐車場		約65%	約75%
建築物	床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物		約61%	約67%
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等のバリアフリー化率		約99%	原則100%
		音響機能付加信号機	約91%	原則100%
		エスコートゾーン	約50%	原則100%
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成		8自治体 ^{※6}	約350自治体
	移動等円滑化基本構想の作成		304自治体	約450自治体
心のバリアフリー	「心のバリアフリー」の用語の認知度		約24%	約50%
	高齢者、障害者の立場を理解して行動ができていない人の割合		約80%	原則100%

※1 3,000人以上/日の施設における現状値

※2 1日当たりの平均的な利用者数が10万人以上の駅

※3 令和2年4月に施行された新たなバリアフリー基準（鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2箇所以上とすること等を義務付け）への適合状況（50%程度と想定）を踏まえて設定。

※4 1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする。

※5 各都道府県におけるタクシーの総車両数に占める割合

※6 2020年6月末の数値

※7 2021年度から2025年度までの数値目標が設定されており、2019年度末時点は未集計

資料：国土交通省

（1）基本理念

2018年の「バリアフリー法」改正において、「バリアフリー法」に基づく措置は、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」に資することを旨として行わなければならないことが基本理念として明記された。

（2）公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

「バリアフリー法」では、公共交通機関・建築物・道路・路外駐車場・都市公園について、「バリアフリー化基準」に適合するように求め、高齢者や障害のある人などが日常生活や社会生活において利用する施設の整備の促進によって、生活空間におけるバリアフリー化を進めることとしている。

なお、公共交通機関には、車両等も含まれるが、これらを新たに導入する際には、基準に適合させることとしている。

さらに、公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組を推進するため、一定の要件を

満たす公共交通事業者等が、施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制等を盛り込んだ「ハード・ソフト取組計画」を毎年度作成し、国土交通大臣に提出するとともに、その取組状況の報告・公表を行うよう義務付ける制度を設けている。

(3) 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

「バリアフリー法」において、市町村は、移動等円滑化を促進する必要がある地区を移動等円滑化促進地区とし、「移動等円滑化促進方針」を作成するよう努めることとされており、また、重点的かつ一体的に移動等円滑化のための事業を実施する必要がある地区を重点整備地区とし、移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する「移動等円滑化基本構想」を作成するよう努めることとされている。

「移動等円滑化促進方針」及び「移動等円滑化基本構想」の作成に当たっては、利用者の視点を反映するよう、以下の制度を設けている。

ア 協議会制度

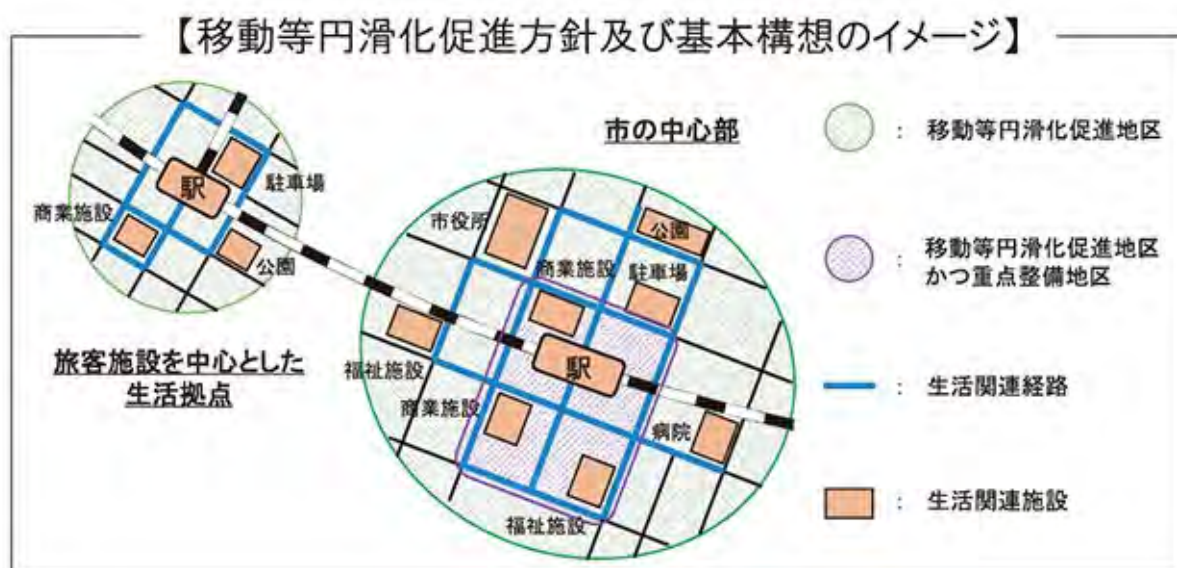
「移動等円滑化促進方針」及び「移動等円滑化基本構想」の作成の際、高齢者や障害のある人などの計画段階からの参加の促進を図るため、作成に関する協議等を行う協議会制度を法律に位置づけている。この協議会は、高齢者や障害のある人、学識経験者その他市町村が必要と認める者で構成され、「移動等円滑化基本構想」の作成の際は、特定事業の実施主体も構成員として必要となる。

加えて、協議会の構成員として市町村から通知を受けた場合に、正当な理由がある場合を除き、必ず協議会に参加することとしており、協議の場の設定を法的に担保することで、調整プロセスの促進を図ることとしている。

イ 移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想の作成における住民提案制度

「移動等円滑化促進方針」及び「移動等円滑化基本構想」を作成する市町村の取組を促す観点から、「移動等円滑化促進方針」及び「移動等円滑化基本構想」の内容を、高齢者や障害のある人などが市町村に対し具体的に提案できる提案制度を設けている。

■ 図表6-2 移動等円滑化促進方針及び基本構想のイメージ図



資料：国土交通省

(4) バリアフリー化を推進する上での国及び国民の責務

ア 国民の理解促進

「バリアフリー法」では、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めることを国の責務として定めるとともに、高齢者や障害のある人などが円滑に移動し施設を利用できるようにすることへの協力だけではなく、高齢者や障害のある人などの自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性についての理解を深めることが、国民の責務として定められている。さらに、2020年の「バリアフリー法」改正においては、「心のバリアフリー」の推進のため、国及び国民の責務として、高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮について明記した。

イ 「スパイラルアップ」の導入等

高齢化やユニバーサルデザインの考え方が進展する中、バリアフリー化を進めるためには、具体的な施策や措置の内容について、施策に関係する当事者の参加の下、検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」の考え方が重要であり、「バリアフリー法」では、これを国の果たすべき責務として位置づけている。この考え方を踏まえ、国が関係行政機関及び障害のある人を含む関係者で構成する会議を設け、定期的に移動等円滑化の進展状況を把握し、評価するよう努めることとされているため、国土交通省では、これまでに「移動等円滑化評価会議」を、5回開催するなど、障害のある人等のニーズを丁寧に把握するとともに、バリアフリーに関する好事例を収集し、横展開を図ることで、バリアフリー施策のスパイラルアップを図っている。

TOPICS

移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の推進

「バリアフリー法」に基づき、駅などのハードの整備に加え、高齢者、障害のある人等の移動等円滑化の促進に関する国民の理解及び協力を求めること、いわゆる「心のバリアフリー」を国の責務として推進している。これまでも、介助の疑似体験等を通じバリアフリーに対する国民の理解増進を図る「バリアフリー教室」の全国各地での開催や、鉄道利用者への声かけキャンペーン等の啓発活動の推進を行っている。

さらに、東京2020大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト対策を強化する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、2021年4月の全面施行に向けて関係政省令が公布された。

この改正を踏まえ、①「バリアフリー教室」の開催を一層充実させること、②東京2020大会に向けて、鉄道の利用に当たり、高齢者、障害のある人等に対するサポートを行っていただくよう、呼びかけるキャンペーンを行うこと、③障害のある人等への接遇を的確に行うため、交通事業者向けのガイドラインを作成するとともに、より実践的な研修が行われるようモデルとなる接遇研修モデルプログラムを作成し、交通事業者等による実施の推進を図ることとしている。また、観光事業者向けでは、「高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル（宿泊施設編／旅行業編／観光地域編）」を作成し、観光関係団体による研修等で活用されている。さらに、バリアフリー対応に取り組み、その情報を積極的に発信している宿泊施設、飲食店、観光案内所を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を2020年12月に開始し、高齢者や障害者等がより安全で快適な旅行をするための環境整備を推進している。

「高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進」が2021年4月より国、地方公共団体、施設設置管理者及び国民の責務となることに伴い、広報活動及び啓発活動の一環として、車両等の優先席、車椅子使用者用駐車施設等、障害者トイレ、旅客施設等のエレベーターの利用啓発マナーキャンペーン等を実施し、真に必要な方が利用しやすい環境の整備を推進する。



3. 住宅のバリアフリー化の推進

(1) 設計、設備の面で障害のある人に配慮した住宅の供給

ア 公共賃貸住宅のバリアフリー化の推進

新設される全ての公営住宅、都市再生機構賃貸住宅について、原則として障害のある人の心身の特性に応じた設備等の設置に配慮し、バリアフリーを標準仕様としている。また、既設のものについても、建替えや改善を行うことによりバリアフリー化を進めている。

なお、障害のある人向けの公営住宅等の建設に当たっては、規模の大きなものや特別の設備を設置するものに対しては、工事費に係る助成の限度額を特例的に引き上げている。

イ 障害のある人等の利用に配慮した住宅ストックの形成の推進

障害のある人等の利用に配慮した住宅ストックを形成するため、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成13年国土交通省告示第1301号）により、身体機能が低下した場合にも住み続けられるような住宅の設計上の配慮事項を示している。

独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業におけるフラット35Sでは、バリアフリー性等が優れた住宅について、融資金利の引下げを行っている。

(2) 住宅リフォーム

障害のある人等が安心して快適に自立した生活を送ることのできる環境の整備を促進し、障害のある人等の居住の安定の確保を図るため、障害のある人等が居住する住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、所得税額や固定資産税額を軽減する特例措置を設けている。

また、「長期優良住宅化リフォーム推進事業」において、住宅の長期優良化に資するリフォームと併せて行うバリアフリーリフォームについても支援を行っている。

既存住宅ストックを障害のある人の生活や家族の介護に配慮した住みやすいものへと改修することが可能となるよう、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいて、バリアフリーリフォーム及び介護保険における住宅改修に関するテキストを作成し、増改築相談員の研修カリキュラムに盛り込んでいる。

住宅リフォームを行うに当たっては、住宅分野と保健福祉分野の連携による適切な相談体制の確立が必要である。このため、関係省庁間の密接な連携の下、国及び地方公共団体において、障害のある人が住みやすい住宅増改築、介護機器についての相談体制を整備している。

■ 図表6-3 障害のある人を含む障害世帯向け住宅建設戸数（公営住宅、都市再生機構賃貸住宅）

年度	公営住宅建設戸数	都市再生機構（旧公団）賃貸住宅の優遇措置戸数
2010年	97	387
2011年	83	144
2012年	36	213
2013年	20	103
2014年	59	67
2015年	54	183
2016年	49	36
2017年	31	32
2018年	46	244
2019年	11	43

注1：都市再生機構（旧公団）賃貸住宅の優遇措置戸数には、高齢者及び高齢者を含む世帯等に対する優遇措置戸数を含む。

注2：優遇措置の内容としては、当選率を一般の20倍としている。

資料：国土交通省

4. 建築物のバリアフリー化の推進

(1) 官庁施設のバリアフリー化

官庁施設の整備においては、窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、「バリアフリー法」に基づく「建築物移動等円滑化誘導基準」に規定された整備水準の確保など、障害のある人を始め全ての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進している。

(2) 人にやさしい建築物の整備

すべての人が利用しやすい建築物を社会全体で整備していくことが望まれており、デパート、ホテル等の多数の人々が利用する建築物を、障害のある人等が利用しやすくするためには、段差の解消、障害のある人等の利用に配慮したトイレの設置、各種設備の充実等を図る必要がある。

建築物のバリアフリー化を推進するため、「バリアフリー法」においては、出入口、通路、トイレ等に関する基準（建築物移動等円滑化基準）を定め、不特定多数の者が利用し、又は主として障害のある人等が利用する建築物（特別特定建築物）で一定の規模以上のものに対して基準適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物（特定建築物）に対しては基準適合の努力義務を課している。（2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストックのうち、「移動等円滑化基準」に適合しているものの割合：約61%（2019年度末時点））

また、障害のある人等がより円滑に建築物を利用できるようにするため、「建築物移動等円滑化誘導基準」を満たし、所管行政庁により認定を受けた優良な建築物（認定特定建築物）に対して支援措置等を講じている。

(3) 「バリアフリー法」に伴う助成等

建築物のバリアフリー化を推進するため、上述の「建築物移動等円滑化基準」に基づき特定建築物の建築主等への指導・助言を行っている。

また、認定特定建築物等のうち一定のものについては、障害のある人等の利用に配慮したエレベーター、幅の広い廊下等の施設整備に対する助成制度（バリアフリー環境整備促進事業）により支援している。

地方公共団体が行う、公共施設等のバリアフリー化についても支援している。

総務省では、地方公共団体が実施する公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業等について、2018年度から公共施設等適正管理推進事業債に「ユニバーサルデザイン化事業」を追加し、地方財政措置を講じている。

(4) 表示方法の統一

ア 点字表示

多くの公共施設等で、点字による情報提供において、表示方法の混乱を避けつつ更なる普及を図るため、「高齢者・障害者配慮設計指針－点字の表示原則及び点字表示方法－公共施設・設備（JIS T0921）」を2006年に制定した。また、2009年には消費生活製品に関して、「高齢者・障害者配慮設計指針－点字の表示原則及び点字表示方法－消費生活製品の操作部（JIS T0923）」を制定したが、規格を利用する際の利便性を向上させるため、2016年度にJIS T0923をJIS T0921に統合し、JIS T0921を「アクセシブルデザイン－標識、設備及び機器への点字の適用方法」へと改正した。

イ 案内用図記号（ピクトグラム）

不特定多数の人々が利用する交通施設、観光施設、スポーツ文化施設、商業施設などの公共施設や企業内の施設において、文字や言語によらず対象物、概念又は状態に関する情報を提供する図形「案内用図記号（JIS Z8210）」は、一見してその表現内容を理解できる、遠方からの視認性に優れている、言語の知識を要しないといった利点があり、一般の人だけでなく、視力の低下した高齢者や障害のある人、さらに外国人等でも容易に理解することができ、文字や言語に比べて優れた情報提供手段である。

JIS Z8210について、2015年5月には「ベビーカーが利用できる施設を表示する図記号」及び、「ベビーカーの使用を禁止する場合に表示する図記号」を追加し、併せて、当該図記号の使用方法を参考に記載するための改正を行った。また、2016年3月にも改正し、「土石流注意」等、2つの注意図記号及び「洪水／内水氾濫」等、5つの災害種別一般図記号を追加した。東京2020大会を契機に外国人観光客の増加が見込まれることから、外国人観光客などにも、より分かりやすい図記号にするため、2017年7月に国際規格との整合化の観点から7つの図記号について変更するとともに、15種類の図記号及び外見からは障害があることが分かりにくい人が周囲に支援が求めやすくする「ヘルプマーク」の図記号を新たに追加した。その後も、2019年2月に「洋風便器」など3つのトイレ関連図記号、同年7月には「AED（自動体外式除細動器）」「加熱式たばこ専用喫煙室」の図記号を追加し、2020年5月には「男女共用お手洗」、「介助用ベッド」など近年の社会情勢の変化を踏まえた9つの案内用図記号を追加した。

「災害種別避難誘導標識システム」については、2014年9月に制定した「津波避難誘導標識システム」のJIS Z9097を基に、洪水、内水氾濫、高潮、土石流、崖崩れ・地滑り及び大規模な火事にも素早く安全な場所に避難することが可能になるように、避難場所までの道順や距離についての情報を含んだ標識を、避難場所に至るまでの道のりに一連のものとして設置する場合に考慮すべき事項について規定したJIS Z9098を2016年3月に制定した。また、同年10月にこれらをISO（国際標準化機構）に提案した。

ウ 公共トイレ、触知案内図

視覚障害のある人が、鉄道駅、公園、病院、百貨店などの不特定多数の人が利用する施設・設備等を安全で、かつ、円滑に利用できるようにするため、「高齢者・障害者配慮設計指針－公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置（JIS S0026）」、「高齢者・障害者配慮設計指針－触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法（JIS T0922）」及び「高齢者・障害者配慮設計指針－触覚情報－触知図形の基本設計方法（JIS S0052）」を制定している。

TOPICS

ホテル・旅館、観光地のバリアフリー化

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
参考資料

ホテル・旅館のバリアフリー化については、2017年3月に「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）を改正し、国土交通省のホームページに公開した（URL：http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html）。

本改正においては、車椅子使用者用客室だけでなく、一般客室におけるバリアフリー化も促進するため、バリアフリーに配慮した一般客室の設計標準を追加するとともに、既存客室の様々な制約を解決しながら改修を進めるため、合理的・効果的なバリアフリー改修方法を提示した。また、東京2020大会の開催を契機に、障害のある人等がより円滑にホテル・旅館を利用できる環境を整備するため、ホテル等のバリアフリー客室設置数の基準の見直しについて、2017年12月から開催した検討会において検討を開始し、2018年6月の取りまとめを踏まえ、2018年10月、「ホテル・旅館のバリアフリー客室基準」を改正した。さらに、ホテル・旅館におけるバリアフリー化を促進するため、2018年9月から「建築設計標準」の改正に向けた検討会を開催し、2019年3月に「建築設計標準」の改正を行った。また、2018年8月に「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」を作成・公表した。

加えて、旅館・ホテル等におけるバリアフリー化への改修の支援を実施した。

観光地のバリアフリー化については、観光地のバリアフリー情報の提供促進に向けて、バリアフリー評価指標を作成するとともに、観光地バリアフリー評価指標の普及及びバリアフリー情報の提供方法について具体的に示した「観光地におけるバリアフリー情報の提供のためのマニュアル」を2019年4月に公表した。

【ホテル・旅館】

- ホテル・旅館における一般客室を含めた適切な対応を推進するため、2018年9月から、建築設計標準の見直しの検討を開始し、2019年3月に改正
- 宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアルを2018年8月に公表
- 旅館・ホテル等の宿泊事業者が実施する宿泊施設のバリアフリー化のための改修等を支援

建築設計標準の見直し	主な改正事項
現状の課題 <ol style="list-style-type: none"> ① 複数の車椅子使用者用客室に対するニーズ ② バリアフリー客室の稼働率が低い ③ バリアフリー客室の快適性・デザイン性等、設計上の配慮が必要 ④ 多様なニーズ（広さ、設備、価格等）に対応した客室が不足 ⑤ バリアフリーに配慮した一般客室が少ない ⑥ 段差解消などの共用部のバリアフリー化やソフト面での対応が必要 	<ol style="list-style-type: none"> 1 車椅子使用者用客室設置数の基準見直し（2018.10.19改訂、2019.9.1改訂）の反映 <ul style="list-style-type: none"> ● 床面積2,000㎡以上かつ客室総数50室以上のホテル又は旅館を建築する場合に必要な車椅子使用者用客室の設置数を「1室以上」から「建築する客室総数の1%以上」に改正 2 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加 <ul style="list-style-type: none"> ● ホテル・旅館のバリアフリー化に向けた建築計画の手順・要点的充実 ● 車椅子使用者用客室と一般客室のバリアフリー対応の水準とモデル例の見直し ● 客室内又は共用廊下の段差解消による車椅子使用者用客室の改修モデルの追加 ● 開き戸又は引き戸の有効幅員等の解説の追加 3 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の追加 <ul style="list-style-type: none"> ● 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫に関する配慮事項の追加 ● ホテル・旅館における共用部分の配慮事項の追加 4 新築・改修、新・旅館、水廻りの構成等の各特徴に応じた、多様な優良事例の追加 <ul style="list-style-type: none"> ● ホテル・旅館の優れた設計事例を選定し、幅広い設計情報等の提供（構造的なバリアフリー対応の取組方法、きめ細やかな設計上の配慮事項、魅力ある施設づくりにつながるバリアフリー改修、既存建物からの用途変更に伴うバリアフリー改修等） ● ソフト面も含めたバリアフリー対応が充実されている事例紹介（情報伝達手段、貸し出し等）

【観光地】

- 観光地のバリアフリー情報提供促進について、観光地のバリアフリー評価指標の普及及び一元的な情報提供の実現に向け、「観光地におけるバリアフリー情報提供のためのマニュアル」を2019年4月に公表
- 観光事業者向け「遭遇マニュアル」について、2017年度に作成し、各業界の実施する研修等で活用できるよう公表

<観光地のバリアフリー情報提供の促進>

観光地の調査	「観光地におけるバリアフリー情報提供のためのマニュアル」作成
拠点駅等からの観光地アクセス、周辺施設、宿泊施設等の現状調査を実施し評価指標を作成。	<マニュアルの使い方> <ol style="list-style-type: none"> STEP1: バリアフリー情報・バリア情報が必要な状況や対象者のことを知る。 STEP2: 施設のバリアフリー化の状況・バリア情報をセルフチェックする。 STEP3: 対象施設の特徴に応じたバリアフリー情報・バリア情報の提供を行う。 STEP4: 定期的な情報のメンテナンス（情報収集・更新）を行う。

第6章第1節 4. 建築物のバリアフリー化の推進

／国土交通省

TOPICS**公共交通機関・建築物等のトイレのバリアフリー化**

高齢者、障害のある人等の社会参加や外出等の機会を更に促進するためには、支障なくトイレを利用できる環境を整備することが重要である。これまで整備が進められてきた多機能トイレでは、近年利用者の集中により、車椅子使用者など真に利用が必要な方が必要な時に利用できない問題が生じている。こうした問題に対応するため、国土交通省では、2011年度に「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究」を実施し、各種ガイドラインの改正によるトイレの機能分散の推進やトイレの利用マナー啓発等により、多機能トイレの利用集中を解消するための取組等を推進してきたところである。

また、2020年5月に「バリアフリー法」が改正され、高齢者、障害者等の円滑な利用のために配慮が必要な施設や設備について、国、地方公共団体、施設設置管理者、国民に適正利用を推進することの責務が課されたことに伴い、トイレの利用環境を整備していくことの重要度は更に増している。

こうしたことから、近年のトイレにおける機能分散の推進等によるトイレの整備状況の変化や、バリアフリー化の進展により高齢者、障害者、乳幼児連れの方等の外出機会が増加したことに伴う多機能トイレの利用状況の変化、さらには「バリアフリー法」の改正の趣旨を踏まえ、改めてトイレの整備状況や利用状況の実態を把握し、対応を検討するための検討会を2020年度に開催した。

本検討会では、施設整備やバリアフリーデザインに精通した有識者、当事者団体等、施設設置管理者等及び地方公共団体を委員、トイレに関する知見を有する関係者をオブザーバーとして参画いただき、「共生社会におけるトイレ整備の今後のあり方と適正利用の推進に係る取組方針」を取りまとめた。具体的には、「車椅子使用者用便房等の機能分散の推進に必要な考え方」、「多様な利用者特性への対応」、「多様な利用者が必要とする設備・機能の有無・位置に関する情報提供の推進」及び「適正利用の推進に向けた広報啓発・教育等の充実」という観点で整理を行い、引き続き共生社会におけるトイレ利用環境の整備を推進していく。

共生社会におけるトイレの今後のあり方について(とりまとめ) 国土交通省

今後の車椅子使用者用便房等のトイレ整備のあり方と適正利用の推進について

■ 今後のトイレ整備に求められる基本的な内容

(1) 車椅子使用者用便房等の機能分散の推進に必要な考え方

- 機能分散の対象として、乳幼児連れ用設備やオストメイト用設備を一般トイレ内に設置することを推進。
- トイレブロック単位での機能分散が難しい場合、施設全体での整備や近隣の公共的施設との連携も有効。
- 車椅子使用者用便房等の利用集中の一因である一般トイレの混雑解消のため、適正な一般便房数の確保が望ましい。

(2) 多様な利用者特性への対応

- 大型の電動車椅子でも利用でき、介助用の大型ヘッドを設置した広めの便房を1以上整備することを推進。
- 同行者との利用や、異性介助の視点等を踏まえた男女共用で利用可能なトイレ空間の整備の推進。
- 利用者の動きを想定した乳幼児連れ用設備(ベビーチェア、おむつ交換台等)の配置等の実施。
- 一般便房の利用意向がある視覚障害者等や、感覚過敏などの多様な利用者特性に配慮した整備の実施。

(3) 多様な利用者が必要とする設備・機能の有無・位置に関する情報提供の推進

- 施設内でのトイレの整備状況等について、ウェブサイト等による施設利用における事前情報の提供が必要。
- 施設全体の位置関係を示すフロアマップ等によるトイレの位置・利用可能な設備等の情報提供が重要。
- ICTの活用等による利用集中の解消を目的とした一般トイレも含めた選択肢の情報提供を推進。

■ 車椅子使用者用便房等の適正利用の推進

(4) 適正利用の推進に向けた広報啓発・教育等の充実

- 機能分散の状況に合わせて、当該便房の対象を明確にしたり、適正利用の配慮が必要な高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)であることを示すとともに、設置された設備等をピクトグラム等で明示することが望ましい。
- 「急を要するなどやむを得ない場合を除き、必要な方以外は利用を控える」といった「基本的な考え方」に基づいた適正利用の広報啓発が必要。
- 機能分散の考え方を事業者や利用者へ周知する等、利用者の行動を変容させる教育活動等の取組が必要。

各種ガイドライン等への反映

広報啓発・教育ツールの充実

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料